令和7年度人事行政の運営等の状況について

1 任免及び職員数について

⑴ 採用及び退職内訳

区　分	採用者数(人)	区　分	退職者数(人)
初級(一般事務)	2	定年退職	0
上級(一般行政)	2		
社会人(一般事務)	11	普通退職	11
社会人(土木技術)	1		
社会人(保健師)	2	勧奨退職	2
社会人(社会福祉士)	1		
合　計	19	合　計	13

⑵ 職員数(各年4月1日現在)

区分 / 部門		職員数(人)		増減(人)
		令和6年度	令和7年度	
一般行政	議　会	3	3	0
	総　務	55	58	3
	税　務	13	12	△ 1
	民　生	25	25	0
	衛　生	18	17	△ 1
	農林水産	19	18	△ 1
	商　工	8	8	0
	土　木	18	17	△ 1
特別行政	教　育	19	16	△ 3
公営企業等	水　道	5	4	△ 1
	下水道	5	5	0
	その他	16	16	0
総合計		204	199	△ 5

⑶ 職員数の推移について(各年4月1日現在)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
職員数(人)	191	194	197	204	199
増減(人)	6	3	3	7	△ 5

2 職員の人事評価の状況

業績評価及び能力評価の実施をしました。

3 職員の給与の状況

⑴ 職員の給料、諸手当について

① 給料(一般行政職員)

区 分	初任給	経験年数			平均給料月額	平均年齢
		10～15年	15～20年	20～25年		
高校卒	203,000円	252,100円	303,218円	341,150円	306,753円	38.3歳
大学卒	232,000円	297,487円	324,063円	365,686円	320,021円	39.6歳

② 諸手当について

手当区分	対象区分		手当額	支給職員数	平均支給額
扶養手当(月額)	配偶者		3,000円	93人	18,600円
	子		11,500円		
	父母等		6,500円		
	その他(満15歳～満22歳の間加算)		5,000円		
住居手当(月額)	自 己 所 有		8,000円	167人	15,400円
	借 家	家賃18,000円以内	7,000円控除後額		
		家賃18,000円以上	27,000円限度支給		
通勤手当(月額)	公共交通機関通勤者		6ヶ月定期等価格により一括支給	99人	10,100円
	車等による通勤者		通勤距離に応じて31,600円を上限に支給		
	※通勤距離が2km以上の職員を対象に支給				
管理職手当(月額)	部長職		給料月額の 18%	43人	59,800円
	課長職		給料月額の 13%		
時間外休日勤務手当(月額)	平均取得時間:9.54時間／月			192人	22,728円
期末勤勉手当(年額)	期末手当	6月期	1.250月分	203人	1,594,300円
		12月期	1.275月分		
	勤勉手当	6月期	1.050月分		
		12月期	1.075月分		
	※職務の級による役職加算有(5～15%)				
寒冷地手当(年額)	世帯主の職員	扶養有	130,000円	200人	92,000円
		扶養無	72,500円		
	その他の職員		49,000円		

手当区分	対象区分	手当額		支給職員数	平均支給額
退職手当	勤続年数	定年、勧奨	自己都合	10人	7,829,213円
	20年	24.58月分	19.66月分		
	25年	33.27月分	28.03月分		
	35年	47.70月分	39.75月分		
	※いずれも最高限度月数は47.70月分				

⑵ 特別職などの給料等について

区　分	給料月額	期末手当
町　長	850,000円	年間3.3ケ月分
副町長	700,000円	
教育長	610,000円	

⑶ 特別職の報酬等について

区　分	報酬月額	期末手当
議　長	310,000円	年間4.2ヶ月分
副議長	260,000円	
議　員	240,000円	

4　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

⑴ 勤務時間の状況について

勤務時間（1週間）	始　業	終　業	休憩時間	週 休 日
38時間45分	8時45分	17時15分	45分	土・日曜日

⑵ 年次有給休暇の状況

総付与日数	総取得日数	職員数	1人当たり平均取得日数
7,414日	2,651日	199人	13.32日

※年次有給休暇については、年単位の付与のため令和7年分の日数（職員数は年末職員数）

5　職員の休業に関する状況

区分	男性職員	女性職員
育児休業取得者数	3 人	3 人
部分休業取得者数	0 人	0 人
育児短時間勤務取得者数	0 人	0 人
自己啓発等休業	0 人	0 人

6　職員の分限及び懲戒処分の状況

区　　分	件数
分限処分	3 件
懲戒処分	1 件

7　職員の服務の状況

地方公務員法第30条に基づき、職員にはさまざまな義務（服務規律）が課せられています。

服務規律違反の事案　0件

8　職員研修の状況

令和7年度研修修了者　のべ204人

【内訳】

区分	研修科目	受講人数
職位に求められる能力を習得するための研修	指導能力研修	10人
	管理能力研修	6人
専門研修	税務事務（基礎）≪市町村民税課税≫研修	2人
	防災・減災対策研修	1人
	自治体新任管理者基礎研修	1人
	窓口応対マナー研修	1人
	税務事務（基礎）≪固定資産税課税≫研修	1人
	地方公務員法	1人
	文章作成能力向上研修	1人
	税務事務（応用）《徴収》研修	1人
	個人のマネジメント研修	1人
	空知・石狩地区法務実務入門研修（北海道町村会）	1人
	令和7年度空知・石狩地区政策法務研修	2人
	ワンペーパーで伝える！資料作成研修	4人
	アサーティブコミュニケーション研修	2人
採用1年目～4年目を対象とした基礎的な研修	当別町新規採用職員研修	12人
	石狩管内町村等新規採用職員基礎研修	10人
	石狩管内町村職員等初級研修	10人
	石狩・空知地区合同町村職員中級研修	5人
	さっぽろ連携中枢都市圏市町村対象新規採用後期研修	4人
自主研修	専門課程地域公共交通研修	1人
	部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に向けた産学官連携フォーラム	1人
	富山県における水田を活用したカーボンクレジットの取組について学ぶため。	1人
	海外における花き市場の調査研究	1人
その他	メンタルヘルスセミナー	1人
	メンタルヘルス研修	46人
	カスタマーハラスメント研修	77人
受講人数合計		204人

9　職員の福祉及び利益の保護の状況

⑴　福利厚生について

地方公務員法第42条の規定に基づき職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について実施しなければなりません。

また、職員は北海道市町村職員共済組合、北海道市町村職員福祉協会に加入し、福利厚生の充実を図っています。

区分	事業内容
当別町職員健康診断	総合健康診査及び健康診断の実施 （受診人数：総合健康診査　121人、健康診断　71人）
当別町職員健康相談	産業医による健康相談の実施（年6回実施、相談人数　18人）
当別町職員福利厚生会	公務員としての自覚と認識を保持し、会員相互親睦を目的とし会員の福利厚生に関する事業等を実施 （会員掛金　給料月額×1000分の5）
北海道市町村職員共済組合	北海道市町村職員共済組合HPを参照 （http://www.hokkaido-kyosai.jp/）
北海道市町村職員福祉協会	北海道市町村職員福祉協会HPを参照 （http://www.hokkaido-ctvfukusikyokai.jp/）

⑵　公務災害と通勤災害の状況について

区分	発生件数
公務災害認定	0件
通勤災害認定	1件